後期高齢者医療制度のお知らせ
～高額介護合算療養費および医療費通知～

高額介護合算療養費ってなに？

高額介護合算療養費とは、医療保険と介護サービスの両方を利用している世帯の方の自己負担を軽減するための制度です。

〇対象世帯

同じ世帯の被保険者が、１年間に支払った「医療保険」と「介護サービス」の自己負担額の合計額が、表の基準額（限度額）を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

※「医療保険」または「介護サービス」の自己負担額のいずれかが０円の場合は対象になりません。

※支給額が５００円以下の場合は支給されません。

〇手続きについて

対象となる方には、申請書類が送付されますので、届きましたら役場福祉課または各支所で手続きをしてください。

自己負担限度額表【自己負担額の計算期間：平成２９年８月１日～平成３０年７月３１日】

負担割合	区　　分		自己負担額の合計の基準額
３割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】２１２万円
			【課税所得380万円以上】１４１万円
			【課税所得145万円以上】　６７万円
１割	一　　般		５６万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※１）	３１万円
		区分Ⅰ（※２）	１９万円

※１　世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※２　世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が０円（公的年金収入のみの場合、その受給額が８０万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

医療費通知を送付します

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は、９月と３月の年２回です。

医療費通知って何に使うの？

〇医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。

〇インフルエンザ予防や健康診査など、皆さまの健康増進に役立つ情報をお知らせします。

〇診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

〇医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用することができます。

医療費控除の申告については、役場税務課（☎４２－２６２２）へお問い合わせください。

お　問　い　合　わ　せ　先

北海道後期高齢者医療広域連合	役場　福祉課（医療担当）
☎　０１１－２９０－５６０１	☎　４２－２６４０